

平成31年度予算編成方針について

平成31年度の予算編成にあたり、予算編成方針を定めたので、これを念頭に置いて各課で十分に論議を尽くした上で予算編成作業に取り組まれない。

1 日本経済の状況と本市の財政状況

(1) 日本経済の状況及び国の当面の経済財政運営

月例経済報告(9月)によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」一方で、留意すべき事項として、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響」が、また、十分留意する必要がある事項として、「相次いでいる自然災害の経済に与える影響」が挙げられている。

こうした状況において政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、当面の経済財政運営の考え方として、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環拡大を目指すこととしている。

また、平成31年度予算編成の基本的な考え方として、平成31年10月1日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図るとともに、2021年度までを、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」として、経済成長と財政を持続可能とするための地盤固めを行うとしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

(2) 本市の財政状況と今後の見通し

平成29年度決算における一般会計歳入決算額は、149億9,867万円、歳出決算額は145億4,628万7千円となり、翌年度へ繰越すべき財源1億421万2千円を差し引くと実質収支は、3億4,817万1千円の黒字となった。

単年度収支においては、8,062万5千円の赤字と、2年ぶりに赤字となったが、実質単年度収支は前年度に引き続き2億229万1千円の黒字となった。これは、主に市税が当初見込みを上回り増加したことや、ふるさと納税など自主財源の確保に努めた結果である。今後も、引き続き厳しい財政運営が見込まれることから、自主財源の確保や各種事務事業の見直し等を一層進めていく必要がある。

主な歳出については、総務費、衛生費等が減少したものの、甘利小学校大規模

改修事業や再編保育園・藤井公民館整備事業によって前年度に比べ全体的に増加した。商工費は前年度に比べ10億1,677万3千円増加したが、これは、地域総合整備資金貸付金による一時的な増加である。また、民生費も増加しているものの、歳出全体に占める比率は、29.4%と前年度に比べ1.7ポイント減少している。しかしながら、民生費の中で大きな割合を占める社会福祉費は今後も増加することが予想される。

2 予算編成の基本方針

平成31年度予算については、このように引き続き厳しい財政状況においても、現在策定中である「第7次総合計画」や「まち・ひと・しごと総合戦略」に掲げる施策を着実に推進するとともに、国の制度変更や、社会経済状況の変化に的確に対応するため、次の考え方に基づいて予算編成を進めるものとする。

(1) 第7次総合計画の着実な推進

基本構想に掲げる市の将来像「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき」の実現のため、まちづくりの7つの基本方向に位置付けられる、基本計画の施策・事業の着実な推進を図ることとする。

【7つの基本方向】

- ①夢を持ち、明日を担う人材を育むまちづくり
- ②思いやりあふれる福祉のまちづくり
- ③元気で健やかに暮らせるまちづくり
- ④安全・安心に暮らせる強いまちづくり
- ⑤美しいふるさとを誇れるまちづくり
- ⑥魅力と活力に満ちた豊かなまちづくり
- ⑦市民が主役の持続可能なまちづくり

(2) まち・ひと・しごと総合戦略の推進

「まち・ひと・しごと総合戦略」に盛り込まれている施策については積極的に事業化、もしくは既存事業のレベルアップを図ること。なお、事業実施にあたり、地方創生推進交付金などの国による財政・税制支援措置の活用を積極的に検討すること。

(3) 市民ニーズに対応した施策の展開

前例や固定観念等に捉われず、市民の視線を基本とした発想の転換により、

市民が何を求め、何に期待を寄せているかを「感じて動くこと」、どのようなサポートができるかを「考えて動くこと」を常に心掛け、市民のニーズに対応した施策を効果的に展開すること。

3 予算編成に際しての留意点

基本的な考え方を踏まえ、具体的に次の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 施策の着実な推進

総合計画等に位置付けられる施策の早期かつ着実な推進に向けて、所要の予算措置を講じること。

(2) 施策・事業の重点化

限られた財源を効率化・効果的に配分するため、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止・縮小・統合を進めるとともに、施策の優先順位を明確化させるなど、徹底した施策・事業の重点化を進める。

(3) 効率的・効果的な事務事業執行の推進

「行政改革大綱」を踏まえ、質の高い行政サービスの提供のため効率的・効果的・柔軟で計画的な事務事業執行の推進を図っていくこと。

(4) 新たな資金調達手段、事業手法の活用

ふるさと納税、官民連携（PPP/PFI）の推進、ネーミングライツや企業広告による企業協賛、遊休資産の利活用など、新たな資金調達や事業手法の積極的な活用を検討すること。

(5) 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

特別会計については、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、一般会計からの繰入金については、繰出基準に基づくものに限るなど、真に必要な額を計上すること。

企業会計については、独立採算を前提に経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立った経営の健全化に努めること。

(6) 補助金等の適正化

各種補助金については、「韮崎市補助金等適正化基準」に基づき、補助対象の自律性を尊重しつつ、所期の目的・効果等を十分検証し、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の事業ごとに行った見直しや補助額の検討結果を踏まえたものであること。

(7) 消費税の引上げ

消費税は、2019年10月に税率10%への引上げが予定されている。そのため、歳入・歳出について、消費税率の引上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく反映させること。